

一般社団法人 ロシアNIS貿易会

平成28年度事業計画書

※平成28年3月22日開催平成27年度第3回理事会にて承認、平成28年5月20日開催平成28年度第1回理事会にて一部変更承認

I. 情報サービス・ビジネス交流事業

1. 資料・刊行物等の作成、配布

- (1) 定期刊行物として、「ロシアNIS調査月報」、「ロシアNIS経済速報」(旬報)を刊行、配布する。
- (2) 「ROTOBOホームページ」、「日露貿易投資促進機構ホームページ」、「日本と中央アジア各国の間の投資環境整備ネットワークホームページ」といったウェブサイト、「CEEDS」他データベースによる情報提供を行う。(Ⅲ. 国庫補助事業：参照)
- (3) その他、適宜、資料の作成、配布ならびにレファレンス・サービスを行う。

2. ミッションの派遣

会員のニーズに合うテーマ、訪問先等を選定して、要人との面談及び投資環境の視察等を目的として派遣する。

- (1) 平成28年度内に実施予定のフォーラム等に関わるミッションの派遣

- ①サンクトペテルブルグ国際経済フォーラム

(開催期間：平成28年6月16日～18日、サンクトペテルブルグ市)

「日ロ二国間ラウンドテーブル」を開催

- ②国際産業見本市「イノプロム」

(開催期間：平成28年7月11日～14日、エカテリンブルグ市)

ロシア経済ミッション(7月中旬、モスクワ、エカテリンブルグ 予定)

- ③第2回東方経済フォーラム

(開催期間：平成28年9月2日～3日、ウラジオストク市)

「日ロ二国間ラウンドテーブル」を開催

- ④第7回日露投資フォーラム(ロシアへの派遣)(時期場所未定)

- (2) ロシアおよびNIS諸国へのミッションの派遣

- ①業種別の商談会や見本市に参加するためのビジネスマッチング・ミッション

3. ミッションの受入

ロシア等相手国・州等の要請に応じて、適宜受け入れる。

- (1) プーチン大統領の訪日に関連した受入
- (2) ナザルバエフ カザフスタン大統領の訪日に関連した受入

4. 講演会・シンポジウム・セミナー等の開催

会員を対象とした ROTOBO 月例報告会および一般向けの講演会等を適宜開催する。

(1) 新春懇親パーティ・創立50周年記念行事

日時：平成29年2月2日

場所：如水会館

5. 見本市関連事業

平成 28 年から平成 29 年に関係諸国で開催される各種見本市についての情報を収集し、会員に提供する。また、参加勧誘および必要な協力を行う。

6. ロシア語研修事業

サンクトペテルブルグ大学でのロシア語留学を斡旋する。

7. 日露貿易投資促進機構関連事業

「日露貿易投資促進機構」事務局業務を担当し、日本とロシアとのビジネス促進に係わる事業を実施する。(Ⅲ. 国庫補助事業：参照)

8. 「実業ロシア」、「戦略的イニシアティブ・エージェンシー(ASI)」、「リーダーズクラブ(LC)」との協力の具体化

平成 24 年 (2012 年) 11 月にロシアの経済団体「実業ロシア」及び平成 25 年 (2013 年) 4 月に同国の非営利団体「戦略的イニシアティブ・エージェンシー (ASI)」並びに「リーダーズクラブ (LC)」との間で締結した協力の覚書に基づき、各団体と協力し、セミナー開催など貿易・投資の促進に資する事業を実施する。

Ⅱ. 受託調査等事業

平成 28 年度も引き続き各種テーマによる受託調査事業等の受注に努める。

Ⅲ. 国庫補助事業

国 (一般会計) からの補助金を得て下記の事業を実施する。また、別に関連事業の公募がある場合には、積極的に応募していくこととする。

ロシア・中央アジア地域等貿易投資促進事業費補助事業

ロシア地域貿易投資促進事業費補助事業

1. 情報収集・提供事業

(1) ビジネス基礎情報整備

日ロの企業情報、貿易投資関連基礎情報およびビジネス関連情報の収集を行い、適宜更新を行いながら、データベースを構築し、情報を提供する。

(2) ビジネス詳細情報収集提供

①ロシア新規市場開拓可能性調査

日本企業の事業展開、日本製品の市場拡大の可能性のある地域、市場動向を調査するために、専門家を派遣し、市場開拓の方策を調査する。

②ロシア経済法運用・市場慣行実態調査

ロシアへのビジネス展開にあたっては、通関、税制をはじめとした制度面での不透明性が高く、ビジネス上の障害となっている。その実態調査を行うとともに、改善方策を検討する。

2. ビジネスマッチング、コンサルティング事業

(1) セミナー開催事業

対ロシアビジネス関連で日本企業の関心のある分野、あるいは有望な分野を選定し、ロシアおよび日本で貿易投資セミナーを開催し、企業交流、商談機会を提供する。

(2) ビジネスマッチング推進事業

①派遣型ビジネス・マッチング事業

日本の新規市場開拓につながる可能性の高いロシアの地域、分野にビジネスチャンスを求める日本企業からなるミッションの派遣に際し、ビジネスマッチングの機会を設定するほか、当該地域や分野に詳しい日本人専門家を同行させ、日露双方の企業に対して、対日・対露ビジネスに関する助言を行い、貿易取引・投資案件の成就を支援する。

②受入型ビジネス・マッチング事業

日本の産業機械・設備、食品等のロシアへの輸出拡大を図るため、ロシアにおいて開発事業を行っているロシア企業の幹部、設備・機材の輸入商社、食品バイヤーなどを日本に招き、日本で開催される展示会の視察、商談会の開催、企業訪問を通して、日本企業とのビジネスマッチングを図る。

3. 機構関連業務実施円滑化事業

「日露貿易投資促進機構」事務局業務の円滑な実施のためには、事前の準備としてロシア国内の対象地域、対象企業等の選定、事業の実施方法等について、ロシア連邦政府、地方行政政府との間で頻繁な折衝、調整等が不可欠である。このため、モスクワ事務所の機能を活用

する。

中央アジア地域等貿易投資促進事業費補助事業

1. 投資環境整備・ビジネス振興事業

- (1) 「投資環境整備 NW」 設立準備・運営円滑化事業
- (2) ビジネス情報収集・提供事業
- (3) ビジネスフォーラム開催、企業間交流促進事業
- (4) 産業育成ビジネスマッチング事業

投資環境整備のための機関として中央アジア各国との間に順次「投資環境整備 NW」を設立し、事務局定期協議、ウェブサイト等を通じた情報提供、ビジネスフォーラムの開催等を通じ、情報交換・人的交流・相互理解の強化、ビジネス振興のための活動を行う。また、中央アジア等地域と日本企業との間のビジネスマッチングを現地ならびに日本で実施、貿易・投資の促進を図る。

新興国市場開拓等事業費補助事業

1. ロビイング活動支援事業

- (1) 商工部会分科会活動円滑化調査・分析事業
- (2) 協議会等開催事業

ロシアのビジネス環境に関わる情報収集、日系企業が直面する諸問題に関する調査・分析等を行い、現地政府や各国商工会議所との意見交換、必要に応じた政府に対する提案を行う。

2. ミッション・見本市等出展支援事業（ロシア、カザフスタン：ミッション派遣、展示会等を通じた有望分野における市場獲得支援事業）

- (1) ミッション派遣・招聘事業
- (2) 展示会等開催事業

ロシア、カザフスタンにおいて、日本のハイテク分野、とりわけ日本が国際競争力を有する省エネ・環境技術（水ビジネス、省エネ・省資源、再生可能エネルギー、廃棄物処理等）を中心に、相手国への導入を目指し、ビジネスミッションの派遣、政策担当者等の招聘、展示会・見本市等を開催する。

IV. 石油特別会計補助事業

国（石油特別会計）からの補助金を得て下記の事業を実施する。

産油国等連携強化促進事業費補助事業

1. ロシア等産油・産ガス国投資等促進事業

- (1) 戦略的投資環境調査・情報提供事業

(2) 戦略的産業協力・企業間交流促進事業

近年の石油国際情勢の変動により、日本への原油の安定的供給が重要な課題となっているところ、エネルギー安全保障の観点から、豊富な炭化水素資源埋蔵量を持つロシア・中央アジア・コーカサス地域諸国との連携強化が極めて重要な課題となっている。本事業では、ロシア等産油・産ガス国における投資環境等に関する調査及び同地域との企業間交流を図るためのミッション派遣やセミナー開催等の事業を実施し、同地域への投資促進等を通じた経済関係強化を図り、我が国の企業活動にとっても必要不可欠な石油・天然ガス等を中心とした資源エネルギー源の安定供給の確保を目指す。

V. JKA 補助事業

(公財)JKA からの補助金を得て下記の事業を実施する。

1. 中堅・中小企業のためのロシアのビジネスイメージ改善補助事業

(1) ロシアビジネスイメージ改善セミナーの実施

日本人や日本企業のロシアに対する理解を深め、良好なビジネス関係の構築を目指した中堅・中小企業のためのロシアに関するビジネスセミナーを実施する。

VI. 二国間経済委員会事務局業務の運営

下記の二国間経済委員会の事務局業務を運営することにより、当該諸国と日本との間のビジネスの促進および民間経済外交に資する二国間ビジネス促進のための行事の実施、情報の収集および会員への提供等の業務に従事する。

- (1) 日本カザフスタン経済委員会
- (2) 日本ウズベキスタン経済委員会
- (3) 日本トルクメニスタン経済委員会
- (4) 日本アゼルバイジャン経済委員会
- (5) 日本モンゴル経済委員会

VII. 会議の開催

- (1) 平成 28 年度第 1 回理事会を開催する。(平成 28 年 5 月 20 日)
- (2) 平成 28 年度定時総会および平成 28 年度第 2 回理事会を開催する。(平成 28 年 6 月 8 日)
- (3) 理事会および理事会の下に設置された企画委員会を必要に応じ開催する。